

定 款 一 部 変 更

定款の新旧対照表

旧条文	新条文
<p data-bbox="284 510 475 546">第3章 会員</p> <p data-bbox="180 557 387 593">(会員の資格)</p> <p data-bbox="172 602 794 770">第6条 本会の会員たる資格を有する者は、荏原税務署の管轄区域内に所在する法人または法人の事業所で、本会の目的および事業に賛同する者とする。</p> <p data-bbox="284 1003 475 1039">第6章 会議</p> <p data-bbox="180 1050 323 1086">(総会)</p> <p data-bbox="172 1095 794 1218">第25条 総会を分けて、通常総会および臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。</p> <p data-bbox="180 1319 547 1355">(総会の開催および招集)</p> <p data-bbox="172 1364 268 1400">第26条</p> <p data-bbox="180 1408 794 1576">2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員総数の5分の1以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。</p> <p data-bbox="180 1677 419 1713">(会員の表決権)</p> <p data-bbox="172 1722 762 1758">第27条 会員は各1個の表決権を有する。</p> <p data-bbox="180 1767 794 1836">2 会員は、前項の表決権を行使するために総会に各1名の代表を出席させる。</p> <p data-bbox="180 1845 794 2016">3 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。</p>	<p data-bbox="954 510 1145 546">第3章 会員</p> <p data-bbox="850 557 1058 593">(会員の資格)</p> <p data-bbox="842 602 1313 638">第6条 本会に次の会員を置く。</p> <p data-bbox="866 647 1457 815">(1) <u>正会員</u> 荏原税務署管内に所在する法人(管内に事業所を有する法人を含む)で、本会の目的および事業に賛同して入会した者。</p> <p data-bbox="866 824 1457 904">(2) <u>賛助会員</u> 本会の事業を賛助するため入会した者</p> <p data-bbox="954 1003 1145 1039">第6章 会議</p> <p data-bbox="850 1050 994 1086">(総会)</p> <p data-bbox="842 1095 1457 1218">第25条 総会を分けて、通常総会および臨時総会とし、いずれも<u>正会員</u>の全員をもって組織する。</p> <p data-bbox="850 1319 1217 1355">(総会の開催および招集)</p> <p data-bbox="842 1364 938 1400">第26条</p> <p data-bbox="850 1408 1473 1576">2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または<u>正会員</u>総数の5分の1以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。</p> <p data-bbox="850 1677 1090 1713">(会員の表決権)</p> <p data-bbox="842 1722 1473 1758">第27条 <u>正会員</u>は各1個の表決権を有する。</p> <p data-bbox="866 1767 1473 1836">2 <u>正会員</u>は前項の表決権を行使するために総会に各1名の代表を出席させる。</p> <p data-bbox="866 1845 1473 2016">3 <u>正会員</u>は委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した<u>正会員</u>は出席したものとみなす</p>

(総会の議事)

第28条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章 定款の変更および解散

(解散)

第44条 本会は、総会において会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(総会の議事)

第28条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章 定款の変更および解散

(解散)

第44条 本会は、総会において正会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

附 則

- 10 この定款の一部変更(第6条関係、第25条関係、第26条関係、第27条関係、第28条関係、第44条関係)は東京国税局長の認可があった日から施行する。